

四国森林管理局団体交渉(全国林野関連労働組合)

議 事 要 旨

○日 時 平成22年4月21日(木) 13:35~17:00

○場 所 四国森林管理局2階会議室

○出席者 【四国森林管理局(当局)】 10名

【林野労組(組合)】 10名

1 2010業務計画に係わる労働条件問題について

組合) 生産請負事業における監督業務については、森林官も監督員に発令して実施していることから、署等での研修だけでなく、局として監督業務及びそれらに必要な技術力の向上が図れる研修について体系的に取り組むことを要求する。

当局) 森林官の監督員研修等の業務に関連する研修については、適切に対応したい。

組合) 署土木担当の業務量が多く、超過勤務で対応せざるえない実態となっている。担当職員の負担軽減策として、具体的な対応策等を講じることを要求する。

当局) 林道事業については、現場職員の負担を軽減するため、業務委託、応援体制等による対応により職員の業務負担の軽減を図ってきたところであり、引き続き署の実態を踏まえ、担当職員の業務の負担軽減が図られるよう検討し、対応策を示すこととしたい。

組合) 新規採用については、110名で推移しているが、四国局の将来要員規模確保のため、新規採用の確保を要求する。

また、基幹作業職員については、年々退職者が多くなっており現場業務の円滑な実施のためには、基幹作業職員の役割は重要である。基幹作業職員の新規採用について要求する。

当局) 新規採用については、これまでも機会を捉えて採用確保に向けた取り組みを行ってきたところである。定員内と基幹作業職員の新規採用者の確保について上申する考えである。

2 労働安全対策について

組合) これまで、各署等において、緊急時の体制整備を図ってきているが、各署等の本署(所)における安全管理体制についての基本的考え方を示すこと。

当局) 各署等の緊急連絡体制における整備については、これまで森林事務所等を主体に整備を図ってきているところである。

各署等の本署における緊急連絡体制については、各署等の安全管理体制の実態を確認した上で、必要な対策について検討することとしたい。

組合) 産業医の今後のあり方について見直しを行うこととなっているが、これまでの職員に対する衛生管理が低下しないよう取り組むことを要求する。

当局) 国有林野事業においては、国有林野事業職員衛生管理規程に基づき産業医を選任し、健康診断結果の確認、健康相談、衛生に関する指導など職員の健康管理や健康の保持増進を図ってきたところである。産業医の見直しにあたっては、署等の衛生管理を低下させないよう対応する考えである。

3 賃金・一時金について

組合) 新賃金要求書を提出しているが、回答指定日に回答がない。早急に要求の趣旨を踏まえた回答を示すこと。

当局) 賃金・手当等については、重要な労働条件であるとの基本的な認識に立ち対応して参る考えであり、要求等については引続き上申する考えである。